

【参考】 これまでに多くいただいた質問（R6.12.2時点）

Q1. 利用時間（サービス提供時間）はどのように決めるのか？

A. 協力機関において設定することになります。

協力機関ごとの利用時間は、「協力機関一覧」にとりまとめ情報提供します。

※R6年度の状況 宿泊型は9時～翌17時、10時～翌10時が多い

通所型は8時間、6時間、3時間が多い

訪問型は2時間が多い（多胎の場合は時間を延長することが多い）

Q2. キャンセル料はどのように決めるのか？

A. 協力機関においてキャンセル料を設定可能です。※キャンセル料を設定しないことも可能です。

（キャンセル料を設定する場合は、予め利用者に説明を行い、了解を得た上で予約を受け、キャンセル料は協力機関が直接利用者からキャンセル料を徴収することになります。）

Q3. 予約方法はどのような流れを想定しているか？

A. 県では、①市町が予約した上で、利用券を発行するパターンと、②利用上限のみの利用券を発行し、利用者が利用券をもとに予約するパターンを想定しています。

（市町によっては理由があり、どちらかのパターンに絞る場合もあります。）

※申請の様式等は、各市町のホームページにR7年3月末までにアップしてください。

Q 4. 要支援加算はどのように決まるのか？

A. 市町が支援を依頼し、協力機関が受け入れ①～④の全ての取組みを行った場合に加算が付きます。（市町から支援依頼がない場合、要支援加算はつきません。）

①アセスメント、②ケアプランの作成、③②に基づくケアの実施・評価、

④市町・関係機関との連携

※各様式は市町において定めてください。

Q 5. 協力機関に申請する場合に、県医師会・県助産師会への加入は必須か？

A. 県医師会・県助産師会に契約締結の権限を委任することになりますので、県医師会・県助産師会への加入は必須です。

Q 6. 事故等発生時の対応はどのように行うのか？

A. 利用者の状況報告は、住所地に報告（参考様式様式6号、急ぐ場合は電話連絡）することになりますが、重大事案等発生時は、これに加え協力機関の所在地に報告いただくこととなります。（参考様式8号）

第1報は原則事案等発生時当日（遅くとも事案等発生日の翌日）、第2報は原則1か月以内、その他状況の変化や必要に応じて追加報告を行ってください。

（「産後ケア事業確認書」をご参照ください。）

Q7. 「産後ケア事業確認書」はどのように使うのか？

A. 協力機関として申請するために、実施機関は「産後ケア事業確認書」の全ての項目にチェックが入るよう体制を整えていただいた上で、実施機関の所在地市町（以下、市町）に持参してください。

市町は、全ての項目にチェックが入っているかを確認の上、承認してください。

また、必要に応じて「産後ケア事業確認書」の写しを保管してください。

Q8. A市で助産所（出張助産師の届け出含む）をしており、訪問型をA市とB市で実施しているが、協力機関に申請する場合、どの市町に必要書類を持参し、承認を得たらよいのか？

A. 前提として、実施機関の所在地市町に確認していただくこととしています。

訪問型の場合は、実施機関の所在するA市に承認を得てください。

Q9. A市で助産所（出張助産師の届け出含む）をしており、通所型をA市とB市で実施しているが、協力機関に申請する場合、どの市町に必要書類を持参し、承認を得たらよいのか？

A. 前提として、実施機関の所在地市町に確認していただくこととしています。

通所型の場合は、実施機関の所在がA市とB市になりますので、A市とB市それぞれに必要な書類を用意し、承認を得てください。

Q10. 当市は集合契約に参加しないが、当市に所在する実施施設の承認は行わないでよいのか？

A. 市町が集合契約に参加しない場合でも、当該市町内に所在する実施機関から協力機関としての確認依頼があった場合には、必要書類を確認し、承認を行っていただく必要があります。

Q11. 兵庫県のホームページに掲載される（予定の）協力機関一覧の内容を変更したい場合にはどうしたらいいか？

A. 「申請書」に変更内容を記入し、協力機関の委任先（県医師会か県助産師会）へ提出してください。

Q12. 市町や協力機関の産後ケア事業担当の連絡先（メールアドレスも含む）は、共有してもらえるのか？

事業所のメールアドレスが変更となった場合には、どのように申請したらいいか？

A. 県で取りまとめて一覧にし、市町には協力機関の連絡先（メールアドレスを含む）を、協力機関には市町の連絡先（メールアドレスも含む）を情報提供します。
協力機関のメールアドレスが変更となった場合には、「申請書」に変更後のメールアドレスを記入し、協力機関の委任先（県医師会か県助産師会）へ提出してください。